

## 市民税・県民税の賦課に係る確定申告書の処理漏れについて

平成29年度市民税・県民税の課税に当たり、所得税及び復興特別所得税確定申告書の一部について処理漏れがあり、一部の市民の市民税・県民税の課税額に誤りがあることが判明しました。

本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

### 1 事案判明の経過・原因

本年5月15日に市民税・県民税の税額通知書を送付したところ、同月24日に市民の方から、「確定申告書の内容が反映されていないのではないか。」との問合せがありました。

市民税・県民税の税額計算に必要となる当該市民の方の確定申告書を確認したところ、医療費控除などの内容が反映されていないことがわかりましたので、謝罪するとともに税額変更の手続きを行いました。

このため、国から提供を受けた確定申告書約11万6,000件を調査したところ、同様に処理漏れのあった税額通知書を146人に送付していたことが判明しました。

この原因といたしましては、通常、国から提供を受けた確定申告書の画像データを印刷し、収入や所得などをデータ化するため、パンチ処理した後で課税システムに取り込むところを、2月23日から3月1日にかけて提供を受けた画像データの一部の印刷を漏らしたことからデータ化がされず、このような事案が発生したものです。

### 2 対象件数

処理漏れのあった税額通知書を送付した方 146人（6月末に税額変更予定）

〔内訳〕

変更後に税額が増額となる方	10人（総額 173,800円）
変更後に税額が減額となる方	128人（総額 5,491,300円）
変更後も税額が変わらない方	8人

### 3 今後の対応

誤った税額通知書を送付した方及び特別徴収事業者である事業所に対しまして、個別に連絡等をした上で、お詫びにお伺いするなどして対応します。

なお、市民税・県民税の課税状況に基づいて算定している介護保険料や各種保健福祉サービス等に影響する場合がありますので、影響の有無や状況に応じ、対応してまいります。

### 4 再発防止策

確定申告書の画像データの印刷漏れを防ぐため、印刷を管理する帳票類にパソコンのソフトを活用した自動チェック機能を追加するなどの見直しを図るとともに、処理後の確認を複数人で行うことなどで、再発防止を徹底してまいります。

問合せ先  
市民税課  
直通電話 042(769)8221  
対応責任者 課長 臼井